

貸ロッカー使用約款

貸ロッカーは、貸ロッカー使用者が携帯品を一時保管するために、六甲山観光株式会社（以下「当社」という。）からお貸しするものです。ご使用の場合は、この約款によるものとします。

1. 収容できないもの

- (1) 現金・貴重品（証券類、貴重品類、重要書類 等で3万円相当以上のもの及び貸ロッカー使用者において貴重品と判断されたもの。）
- (2) 死体
- (3) 遺骨、位牌
- (4) 動物
- (5) 揮発性、または爆発物等の危険品
- (6) 銃砲刀剣類及び犯罪の用に供されるおそれのあるもの。
- (7) 臭気を発するもの。腐敗・変質しやすいもの。不潔なもの及び貸ロッカーを汚損・き損するおそれのあるもの。
- (8) 法律で所持、携帯を禁じられているもの。
- (9) その他、保管に適さないと認められるもの。

2. 使用時の立会

当社が必要と認めたときは、収容品の出し入れに係員が立会うことがあります。

3. 使用料金

当日1回につき、各ロッカー種類毎に 200円・300円 です。

4. 使用期間

貸ロッカー使用者が使用を開始した当日限りです。

5. 収容できないものを入れた場合等の処理

- (1) 使用期間中及び使用期間経過後の保管中において、その収容品が第1条（収容できないもの）に該当する疑いのあるときは、当社において該当ロッカーを開扉のうえその実情に応じ廃棄、官公署に提出等の処置をすることがあります。
- (2) ロッカーに爆発物等が収容されている疑いがある場合、緊急を要するときは、当社において該当ロッカーを開扉のうえ、前項（1）と同様な処理をすることがあります

6. お引取りのない場合の処理

使用期間を経過してもお引取りのない収容品は、当社において所定の場所に移し、その日から数えて15日間保管します。15日を経過してもお引取りのない収容品は当社において所定の処分を行います。

7. 賠償責任

貸ロッカー使用者が貸ロッカーを破損した場合及び、他のロッカー内収容品に損害を与えた場合は賠償していただきます。

8. 事故による責任

次の各号の場合は、貸ロッカー内の収容品に滅失又は、き損等の損害が生じても当社はその責任を負わないものとします。

- (1) 第1条（収容できないもの）に掲げる収容品の滅失又は、き損等の損害。
- (2) 鍵の紛失、盗用により貸ロッカー使用者が損害を受けたとき。
- (3) 天災事変等の不可抗力により、収容品が滅失、き損、又は変質したとき。
- (4) 貸ロッカー使用者が貸ロッカーを誤使用したとき。
- (5) 司法権等の発動により、関係官公署から収容品押収又は証拠品として提出を求められたとき。
- (6) 貸ロッカー使用者が鍵を施錠せずに使用し、盗難にあったとき。

9. 点検と修理

当社が必要と認めたときは開扉の上、ロッカー本体及び機械を点検修理することがあります。

10. 鍵を紛失した場合

貸ロッカー使用者が貸ロッカーの鍵を紛失された場合には、直ちに当社に届出、所定の書類を提出して、収容品をお引取りいただきます。この場合、施錠装置交換代金として2,000円をいただきます。後日、鍵のお届けがあっても施錠装置交換代金は返金いたしません。なお、届出時には、ご本人確認のため証明するものご提示をお願いします。

11. その他

取扱上必要事項が生じたとき、適宜ロッカーの扉等に掲示致します。

12. 改定

この約款の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。この約款の変更に際

しては、変更後の約款の内容と適用開始日を店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。